

子どもを預けたいとき



保育所（園）

こども課 ☎0494-75-4101

両親および祖父母などが働いていたり、病気や家族の看護、出産等により家庭で保育できないお子さんをお預かりし、保護者に代わって保育します。

おがの保育所(公立)



- 住 所 小鹿野町小鹿野 2744
- 電 話 0494-75-0342
- 対 象 0~2歳児（生後57日から）
- 定 員 60名
- 時 間 月～土曜日 7:30～18:30
日曜日・国民の祝日および12月29日～1月3日は休み



こかの保育園（企業主導型保育施設）

- 住 所 小鹿野町下小鹿野 2554-1
- 電 話 0494-26-5355
- 対 象 0~2歳児（生後6ヶ月から）
- 定 員 12名
- 時 間 6:30～19:30
(休園日なし)



◆一時預かり保育も行っています。対象は0歳から5歳児です。

※入園相談や一時預かり保育について、上記へ直接お問い合わせ下さい。



認定こども園は幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つ施設です。

おがのこども園（公立）

●住 所 小鹿野町小鹿野 2743

●電 話 0494-75-3292

●対 象 3~5歳児

●定 員 140名

●時 間 月~土曜日 7:30~18:30

1号認定の場合は、月~金曜日 8:40~14:00

(春・夏・冬に長期休業あり)

日曜日・国民の祝日および12月29日~1月3日は休み



一時保育

こども課 ☎0494-75-4101

保護者の病気や冠婚葬祭などで、緊急に保育が必要となったとき、または保護者のリフレッシュのため一時的に保育が必要になったときなどにご利用できます。

●利用対象 原則として保育所・幼稚園・幼保連携型認定こども園に在籍していない就学前の児童（受入年齢は施設により異なります。）

●利用期間 リフレッシュ保育：月2回

緊急保育：一時的に保育が欠ける期間（連続利用は7日まで）

●利用料金 日額 1,800円

●利 用 日 月曜日から金曜日 ※時間は施設により異なります。

●利 用 方法 予約と事前に利用する施設との打ち合わせが必要です。また、都合により希望の施設が利用できない場合もあります。

●利 用 できる施設

子育て支援センター・おがの保育所

保育所（園）・認定こども園等の利用について

こども課 ☎0494-75-4101

保育所（園）、認定こども園等の入所（園）を希望する方は、「支給認定」と「入所申請」が必要です。※企業主導型保育施設は直接園へお申し込み下さい。

●支給認定

小鹿野町に在住し、保育所（園）、認定こども園等の利用を希望する児童の全員が対象です。なお、就労から出産へ認定の事由が変わる場合や、就労時間の変更により保育の必要量が変更となる場合など、支給認定を変更する場合も申請が必要です。

●入所申し込み方法 ※詳細は広報おがのでご確認ください。

こども課へ申請書類を提出してください。小鹿野町以外の保育所等への入所（園）を希望される場合も同様です。

・年度当初（4月）からの入所申し込み

受付期間 10月の開庁日

受付時間 平日 8:30～17:15

・年度途中（5月以降）の入所申し込み

受付期間 随時（入所希望月前々月の末日）

受付時間 平日 8:30～17:15

※保育の必要な2号・3号に認定された場合であっても、保育所等の空き状況によっては、ご希望の保育所等に入所（園）できない場合があります。

認定区分	対象となるお子さん	利用できる施設
1号認定	3歳以上で、認定こども園等での教育を希望される場合	認定こども園 幼稚園
2号認定	3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育所（園） 認定こども園
3号認定	3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育所（園） 認定こども園 小規模保育・家庭的保育

●保育を必要とする事由

保育所（園）および認定こども園の保育部分等を利用できるのは保護者のいずれもが次の理由等により家庭においてお子さんを保育することができない場合です。

- ①就労（1か月に48時間以上労働することを常態とする場合）
- ②妊娠中であるかまたは出産後間もないこと
- ③疾病または障害を有していること
- ④同居の親族を常時介護または看護していること
- ⑤求職活動を継続的に行っていること
- ⑥震災、風水害、火災その他災害の復旧にあたっていること
- ⑦就学していること

●保育の必要量の認定

2号認定または3号認定を受ける方は、保護者の就労等の状況に応じ、次のおずれかに区分されます。

①保育標準時間

フルタイム就労を想定した利用時間（最長11時間／日）

②保育短時間

パートタイム就労を想定した利用時間（最長8時間／日）

以下の条件を満たす世帯が対象となります。

- ・両親とも、またはいずれかの1か月当たりの就労時間が120時間未満のパートタイム就労であること
 - ・施設利用が保育短時間の利用時間内であること
- ※利用時間は施設により異なります。

●保育料の完全無償化について

町では、子育て世代への経済的支援や、子どもを産み育てやすい環境づくりのため、小鹿野町の独自事業として所得やお子さんの人数に関係なく、0歳から2歳児の保育料（認可外保育施設を含む）を完全無償化としました。

◆対象者

保育所等に通園する児童とその保護者等がすべて町内に住所を有している方
※小鹿野町に住民登録済みの方

◆補助内容

所得や子どもの人数に関わらず、保育料の完全無償化
※ただし延長保育料、教材費等は実費負担となります。

●おがのこども園給食費の完全無償化について

町では、子育て世代への経済的支援や、子どもを産み育てやすい環境づくりのため、小鹿野町の独自事業として、町内在住でおがのこども園に通園する児童について給食費を完全無償化としました。

◆対象者

おがのこども園に通園する児童で町内に住所を有している方
※小鹿野町に住民登録済みの方

◆補助内容

所得や子どもの人数に関わらず、おがのこども園給食費の完全無償化

